

佐渡市環境対策課への質問

・違反ごみの事例を知りたい(5)

「⇒○○」はすべて、
佐渡市環境対策課からの回答です

⇒

①令和2年4月から新たな分別の種類に加えた『発火性危険ごみ(スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター)』が、発火性危険ごみの日ではなく、燃やさないごみの日に出されている。



②『燃やすごみ』の指定袋に『燃やさないごみ』(割れた食器やナベ、ヤカン、その他の金属類など)や、『小型家電』(電子基板を使ったおもちゃやラジコンカーなど)を入れて、燃やすごみの日に出されている。

③粗大ごみに『燃やさないごみ』の指定袋2枚を上下に被せて、燃やさないごみの日に出されている。



・風呂フタ、収納ケースは小さくすれば燃やすごみになるが、小さくするのが困難な場合の処分方法を教えて欲しい。(1)

⇒

燃やすごみの減量のためにも、風呂のフタや収納ケースは、切断や分解をせずに、粗大ごみとして処理券を1個につき1枚貼っていただき、収集日の朝8時00分までに決められた集積所へ出してください。

・スプレー缶、カセットボンベなどで中身が残っているものの捨て方は？(5)

⇒

火災事故や怪我の危険がありますので、決して穴は開けずに、スプレー缶は、缶に記載のガス抜き方法で火の気のない風通しのよいところで中身を使い切ってから『発火性危険ごみ』に出してください。



カセットボンベは、火の気のない風通しのよいところで中身を使い切ってから『発火性危険ごみ』に出してください。

・針や割れたガラス、焼き鳥の串のようなどがったものを捨てるときの注意点は？(1)

⇒

とがったものは、指定袋が破れたり、収集作業時に怪我の原因になりますので、新聞紙やダンボールでくるみ、ガムテープなどを貼って出してください。

細かい針やカミソリの刃などは中身が分かるように、くるんだ紙やダンボールの上から品名をマジックで書いておいてもらえると、収集や分別の際に助かります。